

高知市上下水道局小規模貯水槽水道管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小規模貯水槽水道の利用者に安全な飲料水を供給するため、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、保健所と連携して、小規模貯水槽水道の設置者等に対して必要な管理指導を行い、もって小規模貯水槽水道の適正な管理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 小規模貯水槽水道とは、高知市給水条例（昭和48年条例。第16号以下「条例」という。）第20条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道をいう。
- (2) 設置者等とは、小規模貯水槽水道の所有権を有する者又はその管理を委任された者をいう。
- (3) 利用者とは、小規模貯水槽水道から給水を受ける者をいう。

(基本的事項)

第3条 設置者等は、水道法その他の法令、条例及び同施行規程等に基づき、小規模貯水槽水道の維持管理及び定期検査を自らの責任で行うとともに、必要があれば利用者に対して管理状況を報告するよう努めなければならない。

- 2 管理者は、設置者等に対して適切な管理指導を行い、特に必要があると認められた場合は、小規模貯水槽水道の管理の状況を検査することができる。

(責務)

第4条 設置者等は、高知市飲用井戸等衛生対策要綱（平成10年告示第53号）の基準に基づき、小規模貯水槽水道の適正な管理に努めなければならない。

- (1) 貯水槽の損傷等の有無及び状態について、定期的に点検を行うとともに、周囲を常に清潔に保つこと。
 - (2) 貯水槽の定期検査を実施すること。
 - (3) 貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。
 - (4) その他小規模貯水槽水道の衛生確保に関すること。
- 2 管理者は、第1条に規定する目的のために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 利用者から水質の問い合わせ等があれば、相談に応じるとともに、設置者等の管理の状況について掌握に努める。

- (2) 前号の掌握のために、必要に応じて検査を行う。
- (3) 前2号の掌握・検査の結果、特に必要であると認めた場合には、設置者等に対して管理指導を行う。
- (4) 設置者等が前号の管理指導に従わない場合は、保健所と連携して必要な対応を行う。

(事故等発生時の措置)

第5条 設置者等は、事故等の発生によって、当該小規模貯水槽水道の水の供給が利用者の健康を害するおそれのあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にもその旨通知するとともに、保健所及び管理者に連絡をとり、その対応に関する指導を受けるものとする。

2 管理者は、情報の収集に努めるとともに、保健所と連携して必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。